

契約担当官
航空自衛隊幹部学校
会計課長 原田 豊



公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 一般競争入札に付する事項

品名 (件名)	単位	数量	履行期間	納地(履行場所)
EQI検査等部外委託	式	1	契約締結日～ 令和9年3月31日	航空自衛隊目黒基地 及びオンライン

2 入 札 方 式 : 一般競争入札

3 入 札 日 時 : 令和 8 年 7 月 8 日 10 時 00 分 ～

4 入 札 場 所 : 航空自衛隊 幹部学校 第3討議室

5 入 札 説 明 会 : なし

6 入 札 参 加 資 格 : (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 令和7・8・9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の交付を受けた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

7 保 証 金 : (1) 入札保証金 : 予決令第77条第1項第2号により免除
(2) 契約保証金 : 予決令第100条の3第3号により免除

8 入 札 方 法 : (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 1回目の開札で落札者がいないときは、契約担当官が指定する日時において再度の入札を行う。その際、日時については別途通知する。

9 落 札 決 定 の 方 法 : 総額決定 予定価格の制限の範囲内で最低価格を入札した者を契約の相手とする。

10 契 約 方 法 : 確定契約

11 入 札 の 無 効 : (1) 第6項に示す参加資格が無い者のした入札
(2) 代理入札の場合において、委任状を持参しない代理人のなした入札
(3) その他、入札条件に違反した入札

12 契 約 書 等 の 作 成 : (有) 無

13 適 用 す る 契 約 条 項 : 航空自衛隊標準契約条項の役務供給契約条項及び適用契約条項
暴力団排除に関する特約条項(工事以外)
保有個人情報等の安全管理等に関する特約条項

14 契 約 条 項 を 示 す 場 所 : 航空自衛隊幹部学校会計課

15 そ の 他 : (1) 入札参加希望者は事前にその旨を(5)まで通知するとともに、令和8年7月3日までに参考見積書及び資格審査結果通知書の写しを提出する。(FAX可)
(2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5を徴収する。
(3) 郵便入札を可とし、入札書は令和8年7月7日までに契約担当官必着とする。抽選となる場合は、予決令第83条第2項により入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
(4) 役務内容(仕様書)に不明な点がある場合は、令和8年7月2日15時までに質問票(任意様式)を(5)まで提出すること。
(5) 問い合わせ先

〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-2-1
航空自衛隊 幹部学校 会計課 契約班 (担当:石垣)
電 話 番 号 : (代表) 03-5721-7014 (内線) 2191
(FAX) 03-5721-1648

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書
	性質による分類		個別仕様書
物品番号			仕様書番号
品名又は件名	EQI検査等部外委託	目黒LPS-X99171	
		承認	令和8年6月19日
		作成	令和8年6月19日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	幹部学校教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊幹部学校（以下「学校」という。）におけるEQI（Emotional Intelligence Quotient Inventory）検査等の部外委託の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.2.1 教育等

学校における一般教育に付随する教育業務及び教育準備業務

1.2.2 講師

当該契約に基づき、指定された日及び場所で教育を実施する技術者

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）

目黒基地交通規則

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

次に示す内容を基準として「EQI行動特性検査」及び「EQを活用したリーダーシップ教育」を実施するほか、監督官の指示によるものとする。

件名	EQI 検査等部外委託
----	-------------

2.1.1 EQI 行動特性検査

- a) EQI 行動特性検査（以下「検査」という。）は、インターネット（Web）による方式により実施する。
- b) 契約の相手方は、2.2の検査実施期間において検査を実施し、分析処理の上、別表第1により、検査結果を提出するものとする。
- c) 前各号の実施に当たっては、受検者が個人情報保護の観点から容易に特定できないよう固有番号を付する等により留意し検査を行うものとする。

2.1.2 EQを活用したリーダーシップ教育等

EQを活用したリーダーシップ教育（以下「教育」という。）は、次の各号のほか、別表第2及び別表第3のとおりとする。

a) 教育実施場所

東京都目黒区中目黒2-2-1 航空自衛隊幹部学校内教育講堂等

b) 教育実施方法

講師派遣による対面講習方式とする。

c) 講師の資格

講師は、EQGA公認EQトレーナー又は同等の資格を有し、当該教育に係る講師として1年以上の実務経験を有する技術者とする。

2.2 検査及び教育の実施日及び対象者等（基準）

	EQI 行動特性検査 (分析処理を含む。)	EQを活用した リーダーシップ教育	対象者及び人員数
第1回目	令和8年8月4日 ～9月8日	令和8年9月18日	幹部高級課程学生及び教官 計16名
第2回目	令和8年10月22日 ～11月20日	令和8年11月27日	幹部特別課程学生及び教官 計21名
第3回目	令和8年11月6日 ～12月10日	令和8年12月18日	幹部高級課程学生及び教官 計16名
第4回目	令和8年11月2日 ～12月21日	令和9年2月26日	指揮幕僚課程学生及び教官 計60名 (教育は2個班に区分)
第5回目	令和9年1月27日 ～2月28日	令和9年3月3日	幹部特別課程学生及び教官 計21名
			合計134名

件 名	EQ I 検査等部外委託
-----	--------------

2.3 教育期間及び対象者に対する要求

検査及び教育の実施日並びに対象者及び人数の変更に対応すること。（ただし、対象人員数の合計は、増えないものとし、官側は、変更のある場合は遅くとも1週間前に契約相手方に通知する。また、教育の聴講者は対象者に含めない。）

2.4 講師の交代

EQを活用したリーダーシップ教育の講師が急病等の理由により実施が不可能となった場合、契約の相手方は、監督官に通知するとともに、速やかに交代の講師を派遣するものとする。

2.5 使用テキスト（教材）及び表示用資料

- a) 契約の相手方は、対象者が教育時及び教育後の復習に活用できるテキスト（教材）を準備し、各回、対象者に各1セット及び監督官に3セットを配布するものとする。
- b) 使用テキスト（教材）には、「EQ I ー解説と自己開発の指針」の冊子のほか、教育内容の説明資料及びEQ I の自己分析に活用できるワークブックを含むものとする。
- c) 教育内容の説明資料は、教育において使用する表示用資料とは弁別し、講師の説明・板書がない場合でも、単体で所要の内容を理解できるものとする。また、専門用語・略語には脚注を付け、キーワード・キーフレーズのみを記載し、講義の受講がなければ内容を理解できないものは不可とする。
- c) 表示用資料は、印刷及び配布することを要しない。
- d) 表示用資料及び使用テキスト（教材）は、別表第1により、監督官に提出する。この際、本番用については、模擬講義後の教育部主任教官（指揮）又はその指名する者からの指示に基づく所要の修正・確認を経た上で提出するものとする。

3 監督・検査

契約担当官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、契約締結以後、次の各号に示す内容を含む書類を作成し、監督官に提出するものとする。

4.1.1 教育実施計画書

契約の相手方は、2.1.2 に示す役務の内容に基づく教育実施計画書を、別紙様式第1を基準に作成し、事前に教育部主任教官（指揮）又はその指名する者と協議を経て、本仕様書に合致した内容に修正した後、別表第1により監督官に提出する。また、教育実施計画書に変更が生じた場合は、同様の処置をその都度行うものとする。

件名	E Q I 検査等部外委託
----	---------------

4.1.2 講師等の資格に係る履歴

契約の相手方は、講師の履歴1部を、別紙様式第2により作成し、別表第1により監督官に提出するものとする。講師を交代させる場合は、速やかに同様の処置を行うものとする。

4.1.3 教育実施報告書

契約の相手方は、教育実施報告書を別紙様式第3により各1部作成し、監督官に別表第1により提出するものとする。

4.2 講義要領の事前確認（模擬講義）

契約の相手方は、4.1.1の教育実施計画書に沿って、2.5の使用テキスト（教材）及び表示用資料の案を用いた模擬講義（座学1時間）を第1回目、第2回目及び第4回目の教育実施日の3週間前までに教育の実施予定場所において実施し、教育部主任教官（指揮）又はその指名する者の確認を受ける。模擬講義終了後、教育部主任教官（指揮）又はその指名する者から改善を求められた場合は、契約の相手方は、各資料の修正及び講師の交代を含めた改善案を作成し、監督官に提出するものとする。

4.3 教育実施報告（じ後検討／報告会）

契約の相手方は、各回の教育終了後2週間以内を基準として、教育内容を含む仕様について、じ後の教育に反映させるため、監督官及び教育部主任教官（指揮）を含む関係者とじ後検討／報告会（1～2時間程度）を実施するものとする。この際、検査結果の分析における組織及び対象者の特異な事項（素養等）について報告（データ提出を含む。）するものとする。

4.4 官側における支援

契約の相手方は、教育の実施に当たり官側の支援を必要とする場合は、次の事項について監督官の確認を得て、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 教育に必要な教材（ホワイトボード等）及び器材（マイク等視聴覚機器等）の使用並びに関連消耗品の供与
- b) 学校内の事務室の利用及び搬入物品の保管場所の提供
- c) 学校内の電気、水、隊内電話及び冷暖房設備の利用

4.5 基地の立入り（車両）

契約の相手方は、車両により基地へ立入る場合は、正門において外来駐車許可証の貸与を受け、運行に際しては目黒基地交通規則を遵守するものとする。

4.6 秘密保全

契約の相手方は、教育に際して知り得た内容について、一切公開してはならない。

4.7 情報保証

- a) 契約の相手方は、官側の可搬記憶媒体を使用してはならない。また、契約の相手方は、可搬記憶媒体を官側のパソコンに接続してはならない。

件 名	E Q I 検査等部外委託
-----	---------------

b) 契約の相手方は、教育実施場所に携帯電話等情報通信機器を持ち込んで서는ならない。

4.8 個人情報保護

a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たって学生の個人情報を取り扱う場合、「個人情報の保護に関する法律」の規定及び関係法令に従い、実施するものとし、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。また、契約の相手方は、個人情報の漏洩等防止のため、適切な措置を講じなければならない。

b) 契約の相手方は、委託業務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

4.9 天災地変等による教育実施不能時の取扱い

a) 地震、台風、豪雨、洪水、降雪、感染症のまん延、公共交通機関の運休その他の天災地変等により、2.2 に示す教育実施日（変更後の実施日を含む。）について、教育の実施が不可能又は著しく困難となる場合には、官側又は契約の相手方は、それぞれの判断により当該日の教育の実施不能を決定することができる。

b) 契約の相手方は、前号に基づき教育の実施不能を判断した場合には、速やかにその旨及び理由並びに影響の内容を監督官に通知するものとする。

c) 官側は、a)に基づき教育の実施不能を判断した場合には、速やかに契約の相手方に通知するものとする。

d) a)に該当する場合においては、官側及び契約の相手方は、当該日の教育について、協議の上、教育実施日の変更を検討するものとする。

e) 前号の協議にもかかわらず教育実施日の変更が困難な場合に限り、当該日の教育を中止することができる。この場合において、教育中止時の費用負担については、契約の相手方が教育実施のために既に要した費用のうち、合理的かつ必要と認められる範囲において、官側及び契約の相手方が協議の上、負担額を定めるものとする。

f) 天災地変等により、複数回にわたり教育の実施が継続的に困難となった場合には、官側は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

件名	E Q I 検査等部外委託
----	---------------

別表第1

提出書類等

No.	提出書類・データ及び検査結果	第1、第2及び第4回目の提出期限	第3及び第5回目の提出期限	備考
1	教育実施計画書	教育実施日の1か月前	教育実施日の1か月前	・別紙様式第1 ・データ送付
2	E Q を活用したリーダーシップ教育講師の資格等に係る履歴	教育実施日の1か月前	教育実施日の1か月前	・別紙様式第2 ・データ送付
3	・表示用資料（案） ・教育内容の説明資料（案）	模擬講義前日*	教育実施日の2週間前	・データ送付 *模擬講義時に教育内容の説明資料を5部紙面にて提出
4	・表示用資料（本番用予備） ・教育内容の説明資料（データ） ・検査結果	教育実施日の3営業日前	教育実施日の3営業日前	・データ送付
	・教育内容の説明資料（本番用紙面） ・使用テキスト（教材） ・検査結果（対象者配布用）	教育実施時前まで	教育実施時前まで	・対象者人数分 ・事前に郵送等可 ・検査結果には、結果の読み方資料を含む。
5	教育実施報告書	じ後検討／報告会実施後3営業日内	じ後検討／報告会実施後3営業日内	別紙様式第3

件 名	EQI 検査等部外委託
-----	-------------

別表第 2

教育内容（第 1～第 3 回目及び第 5 回目）

1 重視事項

これまで自ら発揮してきたリーダーシップ及び自己の特性（EQの発揮）並びに社会一般の情勢を踏まえつつ、今次のEQIによる客観的指標をもって自分自身について改めて認識し、更なる上級の指揮官としての部下指導上における自己改善目標の設定とそれに向けた具体的改善行動を策定する。

2 細部教育内容

No.	教育内容	細 部
1	EQの概念等 (EQとは)	<ul style="list-style-type: none"> ・EQの定義、内容、必要性（意義、位置付け）等 ・リーダーシップにおけるEQ活用の重要性
2	部下指導に係るEQをめぐる情勢等	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレス原因、ハラスメント等に関わる社会情勢 ・国内外の著名な会社組織等におけるハラスメント事案等に対するEQを活用した人事ソリューションの導入事例
3	EQI 行動特性検査分析結果の読み方及び素養等の分析（自己理解の深化）	<ul style="list-style-type: none"> ・EQI 行動特性検査分析結果の読み方 (この際、EQI 検査結果が、自己申告による行動の量を測定していること、行動改善や環境により変化し、固定的な性格・資質を判定していないことを強調すること。) ・EQI 結果の分析による自己の特性・傾向等の客観的・相対的理解
4	自己開発（能力開発・自己研さん）の考え方並びにEQIに基づく各々の能力開発目標、行動（自己改善）計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・自己開発（能力開発・自己研さん）の考え方 (自己認識及び行動（習慣）からの改善の重要性) ・目指すべき目標及び改善すべき素養の列挙及びその具現化のための行動改善計画の策定、具体例の紹介等

3 教育時間

8:40～12:15 又は 13:15～16:50 とし、講義中の休憩（1時間当たり約5分相当）を含むものとする。

件 名	E Q I 検査等部外委託
-----	---------------

別表第 3

教育内容（第 4 回目）

1 重視事項

中級の幹部（リーダー）として、リーダーシップスタイルとEQ発揮の関係並びにハラスメント防止に着意した部下指導の重要性を理解し、EQ I 結果（自分自身の特性・傾向）を踏まえた目指すべきリーダー像（目標設定）とそれに向けた具体的改善行動を設定する。

2 細部教育内容

No.	教育内容	細 部
1	EQ の概念等 （EQ とは）	<ul style="list-style-type: none"> ・EQ の定義、内容、必要性（意義、位置付け）等 ・国内外の著名な会社組織等におけるEQ を活用したコンプライアンスへの取り組みの紹介
2	EQ I 行動特性検査分析結果の読み方及びリーダーシップの発揮に応ずる素養等の分析 （自己理解の深化）	<ul style="list-style-type: none"> ・EQ I 行動特性検査分析結果の読み方（この際、EQ I 検査結果が、自己申告による行動の量を測定していること、行動改善や環境により変化し、固定的な性格・資質を判定していないことを強調すること。） ・EQ I 結果の分析による自己の特性・傾向等の客観的・相対的理解
3	リーダーシップ開発及び部下への指導要領等	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントとEQ の発揮の関係性について ・ハラスメント防止に着意した部下指導の重要性、リーダーシップ発揮時の着意事項等 ・部下のメンタルヘルスと能力発揮を踏まえた指導要領（リーダーシップスタイルとその発揮についての着意事項等）
4	自己開発（能力開発・自己研さん）の考え方並びにEQ I に基づく各々の能力開発目標、行動（自己改善）計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・自己開発（能力開発・自己研さん）の考え方（自己認識及び行動（習慣）からの改善の重要性） ・目指すべき目標及び改善すべき素養の列挙及びその具現化のための行動改善計画の策定、具体例の紹介等

3 教育時間

対象者を 2 個班に区分し、それぞれ 8:40～12:15 及び 13:15～16:50 とする。なお、講義中の休憩（1 時間当たり約 5 分相当）を含むものとする。

件名	EQI 検査等部外委託
----	-------------

別紙様式第1

作成年月日

教育実施計画書

1 件名等
EQI 検査等部外委託

2 担当会社名

3 担当講師

4 教育要領

No.	教育内容	細部項目	実施要領	配分時間	備考
1					
2					
	休憩				
3					
4					

5 使用テキスト（教材）等

6 使用機材

7 その他

件名	EQI検査等部外委託
----	------------

別紙様式第2

作成年月日

講師の資格等に係る履歴

1 講師氏名

2 勤務先、役職

3 資格

EQGA公認EQトレーナー資格： 有 ・ 無 (どちらかに○)

上記資格を有しない場合は、同等と判断できる資格

()

4 EQに係る講師としての経歴

(時期、教育対象、回数等)

件名	E Q I 検査等部外委託
----	---------------

別紙様式第3

作成年月日

教育実施報告書（令和8年度第○回目）

- 1 教育実施年月日
令和○年○月○日
- 2 課程名、受講人数
第○期 ○○課程 ○名
- 3 講師氏名（所属）

- 4 使用機材

- 5 教育内容

- 6 じ後検討／報告会実施年月日
令和○年○月○日、令和○年○月○日
- 7 じ後の教育への反映事項等

- 8 講師所見

※ 監督官確認

所属、階級等 氏名	確認年月日 令和○年○月○日
-----------	-------------------

入札書

金額¥

履行期間	契約締結日～ 令和9年3月31日	納地（履行場所）		航空自衛隊目黒基地及 びオンライン	
品名（件名）	規格	単位	数量	単価	金額
E Q I 検査等部外委託	仕様書のとおり	式	1		
	－ 以下余白 －				

貴公告に対し、入札心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

令和8年7月8日

契約担当官
航空自衛隊幹部学校
会計課長 原田 豊 殿

住 所
商号または名称
代表者氏名
代表者電話番号

委任状

私は、
を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

入札件名： EQI検査等部外委託

の入札に関する一切の件

令和8年7月8日

契約担当官
航空自衛隊幹部学校
会計課長 原田 豊 殿

住 所
商号または名称
代表者氏名
代表者電話番号

入札書

(代理人による入札用)

金額¥

履行期間	契約締結日～ 令和9年3月31日	納地（履行場所）			航空自衛隊目黒基地及 びオンライン
品名（件名）	規格	単位	数量	単価	金額
E Q I 検査等部外委託	仕様書のとおり	式	1		
	－ 以下余白 －				

貴公告に対し、入札心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

令和8年7月8日

契約担当官
航空自衛隊幹部学校
会計課長 原田 豊 殿

住 所
商号または名称
代表者氏名
代表者電話番号
代理人氏名
代理人電話番号

代理人で入札に応じられる場合は、委任状及びこの様式の「代理人氏名」と「代理人電話番号」を記入

参考見積書

金額 ¥

履行期間	契約締結日～ 令和9年3月31日		納地(履行場所)		航空自衛隊目黒基地及 びオンライン
品名(件名)	規 格	単位	数量	単 価	金 額
EQI検査等部外委託	仕様書のとおり	式	1		
(内訳)					
EQI行動特性検査	Wed	式	1		
リーダーシップ教育	・対面式×5回 ・模擬講義	式	1		
教材等	テキスト	式	1		
じ後検討/報告会		式	1		
企画料		式	1		
その他諸経費		式	1		

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊幹部学校
会計課長 原田 豊 殿

住 所
商号または名称
代表者氏名
代表者電話番号